

資料③-1

包括的支援事業評価表

包括的支援事業評価表

1. 評価表の見方

本評価表は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営において重要となる事項を5つの分野にわけ、項目毎に評価するポイント「解説・視点」を記載しています。

- | |
|-----------------------|
| (1) 基本項目（運営全体に関すること） |
| (2) 個別地域ケア会議 |
| (3) 総合相談支援 |
| (4) 介護予防ケアマネジメント |
| (5) 権利擁護 |
| (6) 包括的・継続的ケアマネジメント支援 |

2. 評価期間について

評価期間については、令和6年1月～令和6年6月までの6月間です。

3. 記入者について

本評価表は、職種に関わらずセンター職員全員で検討し、総合判断のうえ管理者が記入してください。各項目について、3職種それぞれの立場から評価することがチームアプローチを基本とするセンターの運営において必要と考えられるからです。

ただし、基本項目については管理者が判断し、記入してください。

基本項目については、センターの運営全体に関するものであることから、公正・中立性の確保や人材育成などの運営管理に責任を持つものが適切と考えられるからです。

4. 記入方法について

各項目について、3段階もしくは2段階で評価してください。

《3段階》	《2段階》
△：努力が必要。	△：努力が必要。
○：できている。	○：できている。
◎：特によくできている。	

「判断の根拠および理由」は、必ず記入してください。

「判断の根拠および理由」は、なぜその段階と判断したのか、その根拠や理由について明確にご記入ください。

「△：努力が必要。」を選んだ場合は、原因の分析や今後の対応策を検討するうえで重要であることから「改善の方向性」を必ずご記入ください。

5. その他

各センターで記入の評価表及び事業実施計画書に基づく事業の実施状況について、「センターの事業評価を通じた機能強化に関する調査項目」等との整合性を図りながら、聞き取りを行います。

実地調査にあたり、事業実施計画書の再作成等は必要ありませんが、実施状況が確認できる資料を準備してください。

指定介護予防支援については、包括的支援事業ではないことから、本評価表の対象ではありません。

記入日	令和 年 月 日
-----	----------

法人名	
センター名称	
管理者氏名	
記入者氏名	

※ 人員配置及び担当区域基礎データについては、6月30日時点で記載

《地域包括支援センター人員配置》			《担当区域基礎データ》		
所長兼管理者	名		人口	人	
保健師等	名		高齢者人口	人	
社会福祉士	名		要支援者数	人	
主任ケアマネ	名		ケアプラン作成数	件	
その他職員	名		(内委託件数)	件	
計	名				

《基本項目（運営全体に関すること）》

1. 地域包括支援センターの設置目的について職員に周知・理解させ、運営に活かしているか。

【解説・視点】 高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにしていくためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から、高齢者の状態に応じた介護や医療サービス等の様々なサービスを高齢者の状態の変化に応じて、切れ目なく提供することが重要です。 地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されました(介護保険法第115条の46第1項)が、これらのことを職員一人ひとりが理解して業務を遂行していく必要があります。		
項 目		評価
①	センターの設置目的を踏まえて事業計画をたてるなど、計画的な運営を行っている。	
②	センター設置の主旨やセンター業務等について研修等を行うことにより職員が理解している。	
③	センターに在籍するすべての職員が高齢者等の権利擁護に関する研修を受講している。	
④	センターに対する利用者や家族からのカスタマー・ハラスメントに適切に対応する体制を整備しているか。	
判断の根拠及び理由 (できていない場合は改善の方向性も記載すること)		

2. 運営において公正性・中立性が確保されているか。

【解説・視点】 地域包括支援センターの運営は、公正・中立性を確保しつつ適正にされなければならないとされており、地域の関係者全体がそれを評価する場として、「地域包括支援センター運営等審議会」が設置されています。センター職員は、その運営が常に運営等審議会の関与、すなわち地域の意思に基づいて行われるものであることを理解していく必要があります。	
項 目	評価
① 支援にあたっては、保健・医療・福祉サービスが特定の事業者によって偏らないよう、また利用者を不当に誘導しないよう、総合的かつ効率的に、多様な事業者から提供されるよう配慮している。	
判断の根拠及び理由 (できていない場合は改善の方向性も記載すること)	

3. チームアプローチが図られているか。

【解説・視点】 各職種が地域包括支援センターの業務全体を十分に理解し、常に情報を共有し、相互に連携・協働しながら、「3職種」が「4つの業務」を行う「チームアプローチ」の考えが基本であると認識することが必要です。	
項 目	評価
① 継続的な支援が必要な高齢者に対し、責任体制等を明確にするため、「主担当職員」を決めている。	
② 必要性に応じ随時センター内でカンファレンスを行うなど、チームとして検討・支援していく場を設けている。	
③ 支援困難ケースの対応や緊急性の判断等について、「主担当者」だけでなく、複数の職員が関わる配慮をしている。	
④ 職員間で情報共有や検討ができるよう所内会議等を開催している。	
判断の根拠及び理由 (できていない場合は改善の方向性も記載すること)	

4. 地域住民への周知が図られているか。

【解説・視点】 地域包括支援センターは高齢者の総合相談や権利擁護を担うことから、自ら支援を求めることができない高齢者であっても活用できるよう、積極的に周知を図る必要があります。そのためには、高齢者のみならず、高齢者を取り巻く地域住民や地域活動を行う関係者等に対しても積極的に周知を図っていくことが必要です。		
項 目		評価
①	センターの看板や案内等が、わかりやすく表示されている。	
②	センターの案内や業務内容を、地域住民や関係機関に積極的に周知を図るとともに、センターの理解が深まるように働きかけている。 <u>（3段階評価）</u>	
判断の根拠及び理由 （できていない場合は改善の方向性も記載すること）		

5. 個人情報の保護について、適切に取り組んでいるか。

【解説・視点】 地域包括支援センターは運営上、多くの個人情報を扱うことになるため、取り扱いには充分留意する必要があります。また、相談者等のプライバシーを尊重し、相談や情報収集においては支援をするうえで必要な範囲にとどめるとともに、常に守秘義務を負うものであることを自覚する必要があります。		
項 目		評価
①	総合相談対応時の個人情報の第三者への提供にあたっては、「誰」に「どのような情報」を「何の目的」で提供するのかを説明したうえで、書面にて利用者の同意を得ている。また、書面での同意が困難な場合は必ずその内容を記録している。	
②	個人情報保護について職員がきちんと理解できるよう、個人情報保護に関する市の取扱方針に従って対応マニュアルの整備や職員への研修等を行っている。	
③	法人内やセンター内、職員間等で不必要に個人情報が流れていない。	
④	個人情報の保管が確実にされている。	
⑤	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っている。	
判断の根拠及び理由 （できていない場合は改善の方向性も記載すること）		

6. 苦情受付の体制整備が整っているか。

【解説・視点】 地域包括支援センターは、要介護高齢者の相談・支援に関わる機関であることから、苦情解決には社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応をすることが求められています。		
項 目		評価
①	苦情受付の担当者・責任者を置いている。また、苦情受付台帳を作成し、対応記録を残している。	
②	苦情についてきちんと対応できるよう、対応マニュアルの整備や職員への周知を行っている。	
③	苦情の対応や問題の解決方法については書面（第三者機関の活用や法人との連携等も含む。）を掲示し、利用者等にもわかりやすく説明している。	
判断の根拠及び理由 （できていない場合は改善の方向性も記載すること）		

7. 夜間や休日の体制について確保できているか。

【解説・視点】 地域包括支援センターは、高齢者の権利擁護や虐待など様々な相談・支援に関わることから、緊急時には職員と連絡がとれる体制を確保しておく必要があります。		
項 目		評価
①	夜間や休日における緊急時には、職員と連絡がとれる体制が整っている。	
判断の根拠及び理由 （できていない場合は改善の方向性も記載すること）		

8. 人材の育成や支援について、取り組んでいるか。

【解説・視点】 配置されている専門職の専門性を活かし、サービスの質の向上を図るためには、管理者や法人は、与えられた研修のみならず、研究・事例検討など様々な機会を職員一人ひとりが活用できるよう配慮する必要があります。また、研修等によって得られた知識や情報を他の職員と共有することでセンター全体の質の向上につなげる姿勢が求められます。		
項 目		評価
①	法人代表者やセンター管理者は、センター職員がスキルアップのための研修にできるだけ参加できるよう配慮している。	
②	知り得た情報や知識については、全員にフィードバックし共有している。	
③	センターの人材確保や定着を図るため、実習生の受け入れや休暇の取得機会の確保等の取組を行っている。	
④	センターに在籍する全ての職員に対して、センター又は受託法人がメンタルヘルス対策を実施している。	
判断の根拠及び理由 (できていない場合は改善の方向性も記載すること)		

《事業実施計画—個別地域ケア会議—》

1. 個別地域ケア会議（個別地域ケア会議・自立支援型地域ケア会議）

〔解説・視点〕

地域ケア会議の目的は、以下のとおりです。

- ア 個別ケースの支援内容の検討を通じた、
 - （ⅰ）地域の介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
 - （ⅱ）高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築
 - （ⅲ）個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握
- イ その他地域の実情に応じて必要と認められる事項。

なお、地域ケア会議はひとつの手段であり、かつ地域包括ケアシステムもひとつの体制であることを再認識し、それぞれを実施や構築することを目的化することなく、すべての活動は地域の高齢者を始めとする住民が尊厳を保持した生活を地域で継続できることを目指していることを忘れてはなりません。

項 目		評 価
①	個別ケースの支援内容の検討を通じ、地域の介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援を行っている。	
②	個別ケースの支援内容の検討を通じ、課題分析等を行うことによる地域課題の把握を行っている。また、把握された地域課題の解決にむけて地域ケア会議等で検討されている。 <u>（３段階評価）</u>	
③	検討した個別事例を、一定期間モニタリングを行い、評価や方針の修正を行っている。またモニタリング結果を会議の参加者等に情報提供している。 <u>（３段階評価）</u>	
④	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有している。	

判断の根拠及び理由

（できていない場合は改善の方向性も記載すること）

＜総合相談支援業務＞

1. ネットワーク構築が図られているか

〔解説・視点〕 地域包括支援センターは、担当圏域にネットワークを構築することで、支援を必要とする高齢者等を見い出すことができます。各種サービス、関係機関等へ適切に支援できるようつなぎ、継続的な見守りを行います。更なる問題の発生を防止するためのネットワーク構築も必要となります。ネットワークは構築するだけでなく、既に機能しているネットワークも把握・整理し、定期的に見直すことが必要です。		
	項 目	評価
①	インフォーマルサービスを含めた地域の社会資源を把握し、機能や役割を整理したうえで、暮らしまるごとべんりネットの更新を行っている。	
②	圏域における高齢者のニーズ把握を行い、ニーズを検討するネットワークを構築している。〔3段階評価〕	
③	既存のネットワークが有機的に機能できるよう維持・改善に努めている。〔3段階評価〕	
④	地域のネットワークを活用し、他の関係機関と連携して要援護高齢者を支援している。〔3段階評価〕	
判断根拠及び理由 （できていない場合は改善の方向性も記載すること）		

2. ネットワークを活用し実態把握を行っているか

〔解説・視点〕 地域包括支援センターは、ネットワークを活用しながら様々な手段により、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握を行うことが必要です。常に高齢者の実態を把握していれば、ニーズを予測することが可能となり、「早期発見」「早期対応」につながり、予防的対応や未然防止をするための対応ができます。		
	項 目	評価
①	隠れた問題やニーズを早期発見するために、高齢者の個別訪問を行うなど必要に応じて、アウトリーチによる相談・対応をしている。〔3段階評価〕	
②	様々な社会資源や関係機関等から情報収集を行い、高齢者の心身の状況や家族の状況等について実態把握を行っている。〔3段階評価〕	
判断根拠及び理由 （できていない場合は改善の方向性も記載すること）		

3. 適切に総合相談業務が実施されているか

[解説・視点]	
地域包括ケアとしての継続支援の「入り口」となるのが「総合相談」です。 地域に住む高齢者の様々な相談を全て受け止める、ワンストップサービスに心掛け適切な機関、制度、サービスにつなぎ、継続的にフォローアップしていくことが重要です。 身近に信頼し継続的に相談できる拠点となり、相談者の多様な状況に的確に対応できる仕組みが必要となっています。	
項 目	評価
① 本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対して、相談者との信頼関係を構築しながら、的確な状況把握を実施すると同時に、相談内容に即したサービスや制度に関する助言、関係機関の紹介等を行っている。(3段階評価)	
② 家族介護者に対する予防的な取組（ニーズに応じた情報提供や家族介護者会の実施等）を行っている。(3段階評価)	
③ 初期段階での相談については、的確に状況を把握した上で、緊急性を判断し、適切な対応ができています。	
④ 本人のライフステージや役割、環境との関わりを考慮しながらニーズを把握し、適切なスクリーニングを実施し、専門的・継続的な支援をしている。(3段階評価)	
⑤ 対応した職員以外でも再相談等に応じられるよう相談記録を作成し、整備している。	
判断根拠及び理由 （できていない場合は改善の方向性も記載すること）	

4. 生活支援の体制構築が図れたか。

[解説・視点]	
医療、介護のサービス提供だけでなく、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、家政婦紹介所、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に行っていくことが重要です。 元気づくり・地域づくりプロジェクトの取り組み内容の共有や、医療・介護連携にかかる会議等の開催や連絡調整、元気づくり・地域づくりコーディネーターの支援を行う等により、互助を基本とした生活支援サービス等が創出されるような積極的な取り組み体制の整備・運営を行うものです。	
項 目	評価
① 担当する圏域内の地域課題を整理し、課題解決に向けた計画を作成するなど、取り組みを行っている。(3段階評価)	
② 担当する圏域内の協議体に参加し、助言や技術的支援などにより、活動や取り組みの支援を行っている。(3段階評価)	
③ 担当する圏域内の協議体と医療・介護連携にかかる会議等との連携や調整を行い、具体的な課題共有や課題解決を連携して行っている。(3段階評価)	
④ 担当する圏域内において第3層生活支援コーディネーターの継続的な育成を行い、必要に応じて養成研修を行っている。(3段階評価)	
判断の根拠及び理由 （できていない場合は改善の方向性も記載すること）	

<<介護予防ケアマネジメント>>

1. 介護予防ケアマネジメント（介護予防・日常生活支援総合事業）

[解説・視点]		
介護予防ケアマネジメント事業は、介護予防および日常生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うものです（法第115条の45第1項第1号）。介護予防ケアマネジメント業務の実施に当たっては、自立支援の視点によって、今後、対象者がどのような生活をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、その目標を対象者、家族、事業実施担当者が共有するとともに、対象者自身の意欲を引き出し、自主的に取組を行えるよう支援します。そのためには、介護予防・日常生活支援総合事業や地域の取り組み等の情報を集め、介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業を一体的に組み合わせながら支援していくことが必要です。既存の資源は何かあるのかを把握し、活用するとともに、不足する資源を把握し、創出に向けた取り組みにつなげていくことが求められます。		
項 目	評価	
介護予防ケアマネジメント		
①	自立支援の視点に基づき、一定期間取り組むことにより実現可能なこと、そしてそれが達成されたかどうかが具体的に評価できる目標を設定し、継続的な支援を行っている。（3段階評価）	
②	自分の健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら介護予防、健康の維持・増進に向けた取り組みを行うための支援を行っている。（3段階評価）	
③	自立支援の視点に基づき、適切な支援ができるよう地域包括支援センター内での課題検討等の取り組みを行っている。（3段階評価）	
④	介護予防・日常生活支援総合事業や地域の取り組み等の情報を集め、介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業、社会資源等を一体的に組み合わせながら支援している。（3段階評価）	
⑤	初回の介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センター職員が行っている。	
一般介護予防事業		
⑥	虚弱な高齢者を把握するための取り組みを行っている。（3段階評価）	
⑦	一般介護予防事業の紹介等の必要な情報を提供し、高齢者本人が地域における集いの場に自ら積極的に参加していくことなどセルフケアに取り組むための個別支援を行っている。（3段階評価）	
⑧	高齢者元気はつらつ健康づくり事業等の介護予防や健康づくりの推進のための取り組みを企画する場合は、事業の目的に沿った目標を設定するなど企画内容を評価できる仕組みを意識している。（3段階評価）	
⑨	介護予防の取り組みを推進するため、自主グループの活動の支援を行っている。（3段階評価）	
⑩	事業計画に「保健事業と介護予防の一体的実施」に係る内容が記載されている。	
⑪	KDBデータに基づき、各小学校区毎の課題を把握した上で、ポピュレーションアプローチやハイリスクアプローチを行っている。（3段階評価）	
判断の根拠及び理由 （できていない場合は改善の方向性も記載すること）		

《権利擁護》

1. 成年後見の活用に関する取り組みができているか。

[解説・視点]	
認知症等によって判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービスの利用や金銭管理などの支援を行うため、成年後見制度を活用することが有効です。地域包括支援センターでは、成年後見制度の活用を幅広く普及させるための広報等の取り組みを行ったり、医療機関や成年後見人等となるべき者を推薦できる団体等との連携が求められています。また、成年後見制度の利用に関しては、適切なスクリーニングを実施することは勿論、制度利用が必要な場合の、申立て支援を実施することが重要です。	
項 目	評価
① 成年後見制度（法定後見・任意後見）を幅広く普及するための活動を行っている。（3段階評価）	
② 申立て支援を行うなど、成年後見制度利用が円滑に実施出来ている。（3段階評価）	
③ 日常生活自立支援事業や成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することによって、本人の生活の維持を図っている。（3段階評価）	
判断の根拠及び理由 （できていない場合は改善の方向性も記載すること）	

2. 詐欺・消費者被害防止の取り組みができているか。

[解説・視点]	
消費者被害の問題において、認知症等の高齢者に関する相談は大きな割合を占めています。地域包括支援センターは、関係機関等と連携し消費者被害防止の問題に取り組んでいく必要があります。地域における消費者被害に関する情報を把握し、関係者や地域住民に啓発を行いながら、消費者被害の相談・情報がもたらされるような働きかけをしていくことが求められています。	
項 目	評価
① 高齢者世帯が陥りやすい詐欺や消費者被害などの権利侵害が疑われるケースに的確に対応できるよう、サービスや制度を理解している。	
② 認知症等の高齢者は、消費者被害に遭う危険性が高いことから、消費者被害を未然に防止するために、啓発等の取り組みや、各種専門機関との連携強化を図っている。（3段階評価）	
③ 消費者被害に関する相談を受けたときは消費生活センターなどの関係機関と連携・共同し、問題解決を図っている。	
判断の根拠及び理由 （できていない場合は改善の方向性も記載すること）	

3. 高齢者虐待防止への取り組みができているか。

[解説・視点]	
高齢者虐待の問題では、認知症や要介護の高齢者等が虐待の被害に遭いやすいとされており、地域包括支援センターは、権利擁護事業として関係機関等と連携し高齢者虐待の問題に取り組んでいく必要があります。問題についての普及啓発活動を行い、関係者や地域住民の問題意識を高めていくこと、相談・通報に対しては、関係機関と連携しながら情報収集、実態把握を行い、緊急性の判断や支援方法の検討、家族全体の支援を考えていくことが重要です。	
項 目	評価
① 関係機関や地域住民に対して高齢者虐待の相談通報窓口であることを周知し、早期発見・防止に向けた普及啓発等を行っている。(3段階評価)	
② アウトリーチによる実態把握など様々な方法で状況確認を行い、また関係機関と連携し、高齢者虐待・困難事例に対処している。(3段階評価)	
③ 高齢者虐待の対応にあたっては、被害者の擁護に限らず、家族全体の問題との視点を持ち、支援を行っている。(3段階評価)	
④ 高齢者虐待防止について地域住民や関係機関等と連携できるネットワークを構築している。(3段階評価)	
⑤ 虐待の通報を受けたときは市町村担当課などの関係機関と連携・協働し、問題解決を図っている。	
判断の根拠及び理由 (できていない場合は改善の方向性も記載すること)	

4. 認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進に取り組んでいるか。

[解説・視点]	
新オレンジプランの基本的な考え方は、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現を目指すこととされています。認知症の理解についての普及・啓発活動及び認知症の容態に応じた医療・介護及び生活支援を行うために必要な機関が有機的に連携できるネットワークを形成するとともに、認知症の人やその家族を支援する体制の構築などが求められています。	
項 目	評価
① 認知症に関する制度や社会資源等を把握し、相談内容に即した助言・紹介等を行っている。	
② 圏域内の地域住民や商店会・企業等に認知症への理解を深めてもらうための啓発活動（認知症サポーター養成講座等）を行っている。(3段階評価)	
③ 認知症の疑いがある人や初期の認知症高齢者を早期発見し、支援するためのネットワークを構築している。(3段階評価)	
④ 地域で認知症高齢者とその家族を支えるための仕組みづくりなど社会資源の集約と開発に努めている。(3段階評価)	
⑤ 人的資源（認知症サポーター等）を活用し、認知症カフェ等の充実を図るとともに、それらが有機的に機能するよう支援を行っている。(3段階評価)	
判断の根拠及び理由 (できていない場合は改善の方向性も記載すること)	

《包括的・継続的ケアマネジメント支援》

1. 介護支援専門員に対して日常的に指導・助言を行っているか。

〔解説・視点〕 要介護高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、個々の高齢者の状況やその変化に応じて継続的にフォローアップしていく「包括的・継続的ケアマネジメント」の確立が必要であり、医療・介護・地域内の生活支援（インフォーマルサービス）などを総合的に活用し、包括的・継続的ケアマネジメントを行う介護支援専門員の育成は重要です。地域包括支援センターは、介護支援専門員へのインフォーマルサービスの情報提供や、知識の吸収・スキルアップのための研修、困難事例等の相談や指導、孤立化しがちな介護支援専門員に対するフォローなどを行うことで介護支援専門員の育成に努める必要があります。		
項 目		評価
①	介護支援専門員の相談窓口を設け、積極的に相談に応じている。	
②	地域にあるインフォーマルサービスについて情報を把握し、その活動内容や特徴、連絡先などがいつでも誰でも利用できるよう整理しておくなど、連携体制を作っている。	
③	介護支援専門員に対して様々な情報を提供する仕組みをつくり、情報支援をしている。 <u>（3段階評価）</u>	
④	支援困難事例を抱える介護支援専門員に対して、スーパービジョン（支持的・教育的支援）による介護支援専門員自身の援助の振り返りを支援している。 <u>（3段階評価）</u>	
⑤	ケアプランの作成について助言・指導を行っている。また、困難事例等の相談に対し事例検討や個別ケア会議の提案を行い、その開催を支援している。 <u>（3段階評価）</u>	
⑥	個々の介護支援専門員が孤立しないように、介護支援専門員同士のネットワークを構築し、互いの悩みや必要な情報交換、意見交換ができる場を設けている。 <u>（3段階評価）</u>	
⑦	介護支援専門員のニーズに応じた研修会を開催し、知識の吸収やマネジメント技術の向上を図っている。また、事業所に幅広い研修情報を提供し、介護支援専門員に対し受講支援を行っている。 <u>（3段階評価）</u>	
⑧	圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、地域ケア会議でその検証をしている。 <u>（3段階評価）</u>	
判断の根拠及び理由 （できていない場合は改善の方向性も記載すること）		

2. 在宅医療・介護連携推進体制構築が図れたか。

〔解説・視点〕 高齢者が住み慣れた地域で暮らすことが出来るよう、主治医と介護支援専門員との連携はもとより、他の様々な職種との多職種協働や地域の関係機関との連携を図ることが大切です。		
項 目		評価
①	会議や研修会等を開催し、医療と介護の連携体制を構築している。〔3段階評価〕	
②	地域の医療・介護関係者及び多職種が一同に参加できる場を設けることで、相互理解を深め連携できるネットワークを構築している。また、ネットワークが有機的に機能できるように連携上の課題を抽出し、改善に努めている。〔3段階評価〕	
③	介護事業者とのネットワークを構築し、事業者の知識吸収やスキルアップを図るための研修を行っている。〔3段階評価〕	
④	入院・退院時の円滑な連携のために、関係機関や関係者との調整や支援を行うとともに、地域における支援体制の整備・拡充を行っている。〔3段階評価〕	
判断の根拠及び理由 (できていない場合は改善の方向性も記載すること)		